

契約



とは何なんでしょう?

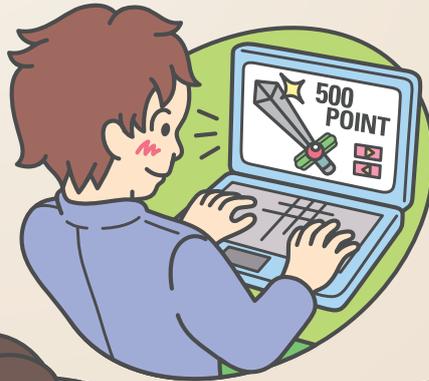
契約と言われて、みなさんはどのようなことを想像しますか？
実は私達は、毎日気がつかないうちに、たくさんの契約をしています。

契約はとても身近なところにあります

① コンビニでパンを買う。



② パソコンから有料の音楽やゲームをダウンロードする。



③ レンタル店で DVD を借りる。



④ 電車やバスに乗る。



⑤ 電子カードで買い物をする。



意思が合致すれば契約成立



契約は、**お互いの意思表示が合致したことによって成立します。**

たとえば、りかさんがファストフード店へ、ハンバーガーを買いに行き「ハンバーガーのセットをください。」と申し込みをし、店員が「かしこまりました。」と言った時です。するとりかさんとお店の間には、次のような関係が生まれます。



ハンバーガーを引き渡してもらう権利

ハンバーガーを渡す義務



りかさん

代金を払う義務

お金を請求できる権利

ファストフード店



契約は簡単に取り消せません



契約とは、商品やサービスを売ったり、買ったりする時の法律上の約束のことで、**口約束だけでも契約が成立します。**

いったん契約をすると、原則として自分の都合で一方的にキャンセルをすることはできません。契約はいったん結んだら守る義務があるので、**契約するつもりがなければ、はっきり断る勇気が必要です。**

未成年者の契約

未成年者とは、20歳未満の者を言います。未成年者が契約するときは保護者の同意が必要です。

保護者の同意のない契約は取り消すことができますが、内容によっては契約を取り消せないこともあります。

保護者の同意のない契約は取り消すことができますが、契約を取り消せないものもあります。



契約って、簡単に取り消せないんだ。

契約を取り消せない例



① 子どものおこづかいでも買える範囲のもの



② 自分から20歳以上だと年齢をいつわって契約した場合



③ 正式に結婚している場合

「通信販売」をよく理解しましょう



新聞、雑誌、ネットの広告、TVの宣伝、チラシ、折り込み広告などを見て、郵便、電話、インターネットなどで申し込みをして商品を購入するのが**通信販売**です。

実物を見て買うわけではないので、商品選びは慎重に行い、トラブルにあわないように注意しましょう。

服や靴などのサイズも試着するわけじゃないから、しっかりと調べてからにしよう。



トラブルに注意「インターネットショッピング」

いつでも、どこからでも、手軽に画面上の申込フォーマットに名前、送り先などの必要事項を入力して申し込みができる**インターネットショッピング**の利用者が増えています。それをめぐるトラブルもまた多発しています。

- ◎代金を支払ったのに商品が届かない。
- ◎事業者と連絡が取れない。
- ◎掲載商品のイメージと違い過ぎるものが届いた。

あやしいと思ったら、すぐにご両親や大人に相談しよう。



トラブルにあわないために

- ① **相手を必ず確認しましょう。**
会社名、所在地、電話番号、更新日（古いサイトは要注意）
- ② **商品やサービスの内容を確認しましょう。**
価格、色、サイズ、数量、送料の負担
- ③ **個人情報の入力には慎重にしましょう。**
自分の名前や住所、クレジットカード番号
- ④ **代金の支払い方法や引き渡し条件を確認しましょう。**
商品を受け取る前に代金を支払う場合は要注意です
- ⑤ **返品条件（返品できる期間、送料の負担、手数料）を確認しましょう。**
- ⑥ **買った商品の広告や申込みフォーマットのデータを保存しましょう。**

安心してインターネット通信販売を利用する目安にしましょう。



オンラインショッピング
トラストマーク



SSLマーク

※確定ボタンを押す前に、契約内容をもう一度冷静に考えてみましょう。



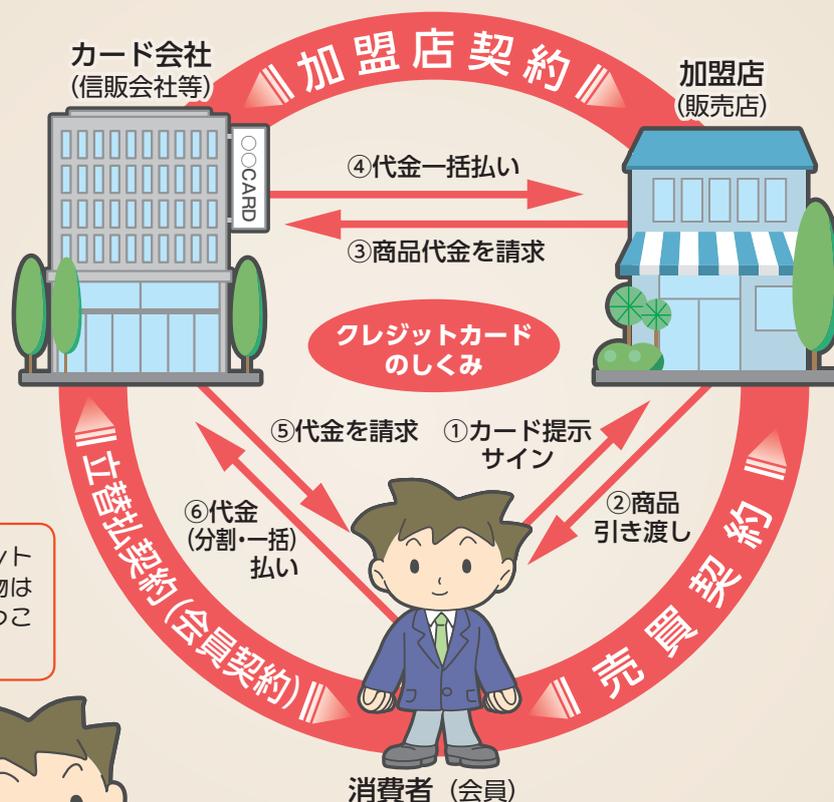
クレジットカードでの買い物は借金



「クレジット」とは、日本語で「信用」という意味になります。カードを利用する人の信用にもとづいて、**利用者とクレジットカード会社が契約することによって発行されるカード**です。カード会社があなたの代わりに商品の購入代金を支払い、**あなたが後で立て替えてもらった代金をカード会社に支払います**。

つまり、**借金をするということです**。カードを使う時に、お金がなくならないので、金銭感覚がマヒして、気が付かないうちに使い過ぎてしまいます。

クレジットカードは、現金を持ち歩かなくても、サインひとつで買い物ができる便利なカードです。しかし、買い物や食事の代金は**クレジット会社に返さなければいけない**ことを心にとめて、将来クレジットカードを使う時は、無理のない範囲でクレジットカードを使うようにしましょう。



要するにクレジットカードでの買い物は借金をするということなんだ！



注意点

- 借金をしてまで買う必要があるかよく考える。
- ポイントが欲しいからと言って、カードをつくらない。(自分で管理できる枚数にする)
- カード番号・名前・有効期限などは人に知られないようにする。
- 絶対に人に貸したり借りたりしない。(家族であってもダメです。)
- 紛失したら、カード会社と警察に届ける。

「こまった」「どうしよう」「こわい」と感じる事があったら、一人で悩まず、まずは家族や学校の先生、消費生活センターに相談しましょう。みなさんの味方になってトラブルを解決してくれたり、アドバイスしてくれます。早く相談すれば、解決も早くなります。

中央区消費生活センター

相談専用ダイヤル **03(3543)0084**

祝日・年末年始を除く月～金曜日 9時～16時